

第 4 8 号議案

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例の制定について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次の
ように制定するものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 9 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例

(亀岡市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第 1 条 亀岡市固定資産評価審査委員会条例（昭和 3 0 年亀岡市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第 4 条第 3 項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 1 3 条第 1 項」を「行政不服審査法施行令（平成 2 7 年政令第 3 9 1 号）第 3 条第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第 6 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項ただし書を削り、同項を

第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第11条中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

第11条第2項中「請求者」を「審査申出人」に改める。

（亀岡市情報公開条例の一部改正）

第2条 亀岡市情報公開条例（平成12年亀岡市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第15条中「第1条」を「第2条第32号」に改める。

第17条第1項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「審査会」を「亀岡市情報公開・個人情報保護審査会」に改め、「又は決定」を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項に規定する審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、審査請求人及び参加人（行政不服審査法第43条第3項の審査請求人及び参加人をいう。）に対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。

ない。

(亀岡市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第3条 亀岡市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成12年亀岡市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の2条を加える。

(除斥)

第4条の2 委員は、諮問を受けた事件が自己に直接の利害関係のあるものであるときは、その議事に加わることができない。

(審査手続の併合又は分離)

第4条の3 審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る審査手続を併合し、又は併合された数個の事件に係る審査手続を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により事件に係る審査手続を併合し、又は分離したときは、審査関係人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第74条の審査関係人をいう。以下同じ。)にその旨を通知しなければならない。

第5条を次のように改める。

(審査会の調査権限)

第5条 審査会は、必要があると認める場合には、諮問を受けた事件に関し、審査関係人にその主張を記載した書面又は資料(以下「主張書面等」という。)の提出を求めること、相当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

第5条の次に次の9条を加える。

(意見の陳述)

第5条の2 審査会は、審査関係人の申立てがあつた場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人(行政不服審査法第9条第1項の審査請求人をいう。)又は参加人(同法第13条第4項の参加人をいう。)(以下「審査請求人等」という。)は、

審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(主張書面等の提出)

第5条の3 審査関係人は、審査会に対し、主張書面等を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面等を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第5条の4 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面等の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該主張書面等の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面等の提出人の意見を聴かななければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(交付の方法)

第5条の5 前条第1項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によってする。

(1) 対象主張書面等の写しの交付にあっては、当該対象主張書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付

(2) 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあっては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラー

で出力したものの交付

- (3) 電子情報処理組織（審査会の使用に係る電子計算機と交付を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行う方法
（手数料）

第5条の6 第5条の4第1項の規定による閲覧に係る手数料は、
亀岡市手数料徴収条例（平成12年亀岡市条例第6号）第2条
第32号の規定にかかわらず、無料とする。

2 第5条の4第1項の規定による交付を受ける審査請求人等は、
当該交付に係る手数料を納めなければならない。

3 前項の手数料の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に
応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1号又は第2号に掲げる交付の方法 用紙1枚につ
き10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあって
は、50円）。この場合において、両面に複写され、又は出
力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算
定する。

- (2) 前条第3号に掲げる交付の方法 同条第1号又は第2号に
掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方
法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は出
力される用紙1枚につき10円

（手数料の減免）

第5条の7 審査会は、第5条の4第1項の規定による交付を受
ける審査請求人等が経済的困難により前条第2項の手数料を納
付する資力がないと認めるときは、交付の求め1件につき
2,000円を限度として、当該手数料を減額し、又は免除す
ることができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、第
5条の4第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減
額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審査会に
提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和25年法

律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

(送付による交付)

第5条の8 第5条の4第1項の規定による交付を受ける審査請求人等は、第5条の6第2項の規定により納付しなければならない手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象主張書面等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。

(答申書の送付等)

第5条の9 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人等に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(亀岡市個人情報保護条例の一部改正)

第4条 亀岡市個人情報保護条例(平成12年亀岡市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第26条中「第1条」を「第2条第32号」に改める。

第28条第1項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項に規定する審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、審査請求人及び参加人(行政不服審査法第43条第3項の審査請求人及び参加人をいう。)に対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。

(亀岡市行政手続条例の一部改正)

第5条 亀岡市行政手続条例(平成8年亀岡市条例第25号)の一

部を次のように改正する。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

(亀岡市実費弁償条例の一部改正)

第6条 亀岡市実費弁償条例（平成21年亀岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第34条（同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。）又は同法第81条第3項において準用する同法第74条の規定により審理員若しくは審査庁又は亀岡市行政不服審査会の求めに応じて出頭した者

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第7条 職員の退職手当に関する条例（昭和30年亀岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第17条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項」に改める。

(亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第8条 亀岡市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年亀岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第25条（見出しを含む。）中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にされた処分等に係る手続その他の行為については、なお従前の例による。

(適用区分)

- 3 第1条の規定による改正後の亀岡市固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項並びに第11条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例案要綱

- 1 行政不服審査法（以下「法」という。）の全部改正に伴い、関係する条例について次のとおり改正すること。
 - (1) 情報公開・個人情報保護制度について次のとおり改正すること。
 - ア 法の審理員による審理手続の規定を適用除外とし、引き続き現行の情報公開・個人情報保護審査会により不服審査を行うこととすること。
 - イ 情報公開・個人情報保護審査会の調査審議の手続等に関し、法に則した規定整備を行うこと。
 - (2) 法の規定により審理員等の求めに応じて出頭した者に対する実費弁償の支給を定めること。
 - (3) その他所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、平成28年4月1日から施行すること。